

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	美咲町

美咲町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 美咲町役場産業観光課
所 在 地 岡山県久米郡美咲町原田 1735 番地
電 話 番 号 0868-66-1118
F A X 番 号 0868-66-7622
メールアドレス sangyou@town.okayama-misaki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ヌートリア、タヌキ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ、ヒヨドリ、ハクビシン、アナグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	美咲町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲・野菜・果樹・豆・いも	11,753 千円 8.32ha
ニホンジカ	水稲・豆	893 千円 0.76ha
サル	野菜・果樹	2,995 千円 0.22ha
ヌートリア	水稲・野菜	147 千円 0.05ha
タヌキ	野菜	158 千円 0.01ha
ハシブトガラス ハシボソガラス	果樹・豆	145 千円 0.02ha
スズメ	水稲	被害目撃報告が多い
カワウ	魚類	200 千円 — ha
アオサギ ゴイサギ ダイサギ	魚類・水稲	被害目撃報告が多い
ヒヨドリ	水稲・野菜・果樹・豆	被害目撃報告が多い
ハクビシン	果樹・野菜	1,428 千円 0.10ha
アナグマ	野菜・果樹	158 千円 0.01ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・イノシシ	
生息状況	全域
被害作物	水稲・野菜・果樹・豆・いも
傾向	有害鳥獣駆除による捕獲や侵入防護柵の設置を行っている。防護柵設置地域の被害は減少しているが、未設置地

域へ被害が出ており、継続した対策が必要である。

・ニホンジカ

生息状況 : 全域
被害作物 : 水稻・豆
傾向 : 有害鳥獣駆除による捕獲数は増えている。山林被害については深刻な被害報告はいまのところないものの、目撃情報や農業被害がでている。今後被害が増大する前に対策が必要である

・サル

生息状況 : 全域
被害作物 : 野菜・果樹
傾向 : 近年複数頭の目撃情報があり、果樹をはじめとする被害が出ている。民家への侵入など生活環境への被害の恐れがある。

・ヌートリア

生息状況 : 全域
被害作物 : 水稻・野菜
傾向 : 町内各地域の河川域を中心に農作物被害の報告がされており、今後の被害の発生・増加が懸念される。

・タヌキ

生息状況 : 全域
被害作物 : 野菜
傾向 : 野菜類への被害相談が寄せられていることに加え、糞尿による生活環境被害が懸念される。

・ハシブトガラス、ハシボソガラス

生息状況 : 全域
被害作物 : 果樹・豆
傾向 : 以前からの果樹類の被害に加え、近年では、豆類に対しても食害被害がある。被害は減少傾向。

・スズメ

生息状況 : 全域
被害作物 : 水稻
傾向 : 行動範囲が広く水稻への被害報告が多い。

・カワウ	生息状況	： 全域
	被害作物	： 魚類
	傾向	： 漁業への被害は横ばい傾向にある。
・アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ	生息状況	： 全域
	被害作物	： 魚類・水稻
	傾向	： 行動範囲が広く水稻への踏倒しなどが多いが、漁業被害の報告も多く寄せられる。
・ヒヨドリ	生息状況	： 全域
	被害作物	： 水稻・野菜・果樹・豆
	傾向	： 水稻等への被害目撃が多くなっている。
・ハクビシン	生息状況	： 全域
	被害作物	： 果樹・野菜
	傾向	： 以前から野菜・果樹類に対して食害が確認されており、特に果樹類に対する被害が多い。
・アナグマ	生息状況	： 全域
	被害作物	： 野菜・果樹
	傾向	： 野菜・果樹類に対して食害の相談があることに加え、糞尿による生活環境被害が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	11,753 千円 8.32ha	9,402 千円 6.50 ha
ニホンジカ	893 千円 0.76ha	714 千円 0.60 ha
サル	2,995 千円 0.22ha	2,096 千円 0.15 ha
ヌートリア	147 千円 0.05ha	118 千円 0.05 ha
タヌキ	158 千円 0.01ha	126 千円 0.01 ha
ハシブトガラス	145 千円 0.02ha	116 千円 0.02 ha

ハシボソガラス		
スズメ	被害目撃報告が多い	被害報告の軽減
カワウ	200 千円 — ha	180 千円 — ha
アオサギ ゴイサギ ダイサギ	被害目撃報告が多い	被害報告の軽減
ヒヨドリ	被害目撃報告が多い	被害報告の軽減
ハクビシン	1,428 千円 0.10ha	1,000 千円 0.07ha
アナグマ	158 千円 0.01ha	126 千円 0.01ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・岡山県津山地区猟友会中央、旭、柵原分会により有害鳥獣駆除班を編制し、被害地区内での、わな及び銃器による捕獲 ・駆除活動の実施。	・駆除班の高齢化による狩猟者の減少が考えられるだけでなく、捕獲頭数低下も懸念される。そのため、新規狩猟者の確保が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・国、県及び町補助事業による防護（新規）設置の助成を利用し、設置者等に補助を実施している。	・地域の高齢化に伴い、耕作放棄地の刈り払い等、鳥獣を寄せ付けない環境整備だけではなく、広範囲での防護柵設置推進が課題となる。
生息環境管理その他の取組	・鳥獣被害防止対策講習会を開催し、誘引要素の除去及び環境整備の行い方を地域住民へ講習を行っている。	・放任果樹の除去や耕作地の見回り等、地域の高齢化に伴い、環境管理が行き届かなくなっている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 防護施設設置の推進
現在の補助事業を周知することにより、被害地域での新規設置を推進するだけでなく、広範囲での防護施設設置を推進する。
- ・ 駆除活動の推進
美咲町地域内狩猟者の確保により、有害鳥獣駆除活動を推進する。
特措法による実施隊の活動を強化し、有害鳥獣の捕獲頭数の増加を目指す。
- ・ 地域ぐるみの鳥獣害対策の推進
美咲町鳥獣被害防止対策協議会で連携を強化し、有害鳥獣を寄せつけない集落環境づくりに努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 岡山県津山地区猟友会中央、旭、柵原分会員の中から編成される駆除班が有害鳥獣捕獲を行う。
- ・ 特措法による実施隊の活動により、対象鳥獣への柔軟で綿密な対応を行い、かつ、捕獲頭数の増加を目指す。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ヌートリア、タヌキ、ハクビ	・ 狩猟免許取得の推進 狩猟免許取得に向け、猟友会と連携して啓発活動を行うとともに、新規取得者に対する補助を実施する。 ・ 駆除活動従事者の確保

	トガラス、ハシボソトガラス、スズメ、カウ、アオガビ、ゴイサギ、ダイサギ、ヒヨドリ、ハクビシン、アナグマ	鳥獣被害防止対策実施隊員の駆除活動の継続を支援するために、狩猟免許の更新費用の補助を実施する。 ・ 駆除活動の推進 地域内狩猟者の確保により、有害鳥獣の捕獲数の増加を図り、ひいては有害鳥獣駆除活動の推進に繋げる。 ・ 地域ぐるみの鳥獣害対策の推進 美咲町鳥獣被害防止対策協議会や特措法による実施隊等と連携し、有害鳥獣を寄せつけない集落環境づくりに努める。
--	---	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
正確な個体密度の把握は困難なことから、捕獲計画の設定は、過去3年度分の捕獲数をもとに計画頭数を算出している。 イノシシ、ニホンジカ及びヌートリアについては、別表の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定する。 また、駆除活動は、農家・漁協からの被害申請に加え、特措法により組織する実施隊による集中捕獲等を計画している。 サルについて、令和2年度以降被害相談が増えており、地域ぐるみの防護対策を進めるとともに令和5年度に初めてサル用の捕獲檻を設置した。令和6年度以降についても、捕獲檻を購入し、被害軽減を計画している。 タヌキ、アナグマ及びハクビシンについては、令和5年度に捕獲数が大幅に増加した。そのため、今後の被害増加及び生息数の拡大を見込んだ捕獲計画数とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

(別表) 捕獲実績

重点捕獲対象鳥獣	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均捕獲頭数
イノシシ	1,235	836	1,131	1,067
ニホンジカ	414	443	418	425
ヌートリア	138	146	107	131

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	1,400	1,400	1,400
ニホンジカ	450	450	450
サル	10	10	10
ヌートリア	150	150	150
タヌキ	100	100	100
ハシブトガラス ハシボソガラス	15	15	15
スズメ	5	5	5
カワウ	25	25	25
アオサギ ゴイサギ ダイサギ	15	15	15
ヒヨドリ	5	5	5
ハクビシン	30	30	30
アナグマ	150	150	150

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
農家等からの被害申請による駆除活動に加え、捕獲柵を中心とした捕獲・駆除活動の実施や、対象鳥獣を定めた集中捕獲を実施するなどの活動を展開する。 また、猟期中の駆除に関しても、被害地域で随時駆除活動が実施できるよう許可の調整を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシやニホンジカの捕獲後の止め刺し等を効率的かつ安全に行う必要がある。 捕獲対象区域は美咲町全域とし、通年で実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計

画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	無し

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容 (m)		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	防止柵 15,000	防止柵 15,000	防止柵 15,000
ニホンジカ	防止柵 7,000	防止柵 7,000	防止柵 7,000

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和 6 年度～令和 8 年度
イノシシ ニホンジカ	・地域ぐるみで、定期的な見回り、刈り払いを行う。 ・防護柵設置講習会を開催し、効果的な設置、管理方法について講習を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度～ 令和 8 年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ヌートリア、タヌキ、	・有害鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進 緩衝地帯の設置や放任果樹の除去、耕作放

	ハブトガラス、ハボ ツトガラス、スズメ、カ ワ、アサギ、ゴイ サギ、ダイサギ、ヒヨ ドリ、ハクビシ、ア ゲマ	棄地の解消等、鳥獣を寄せ付けない集落へ 向けた環境づくりに努めるだけでなく、先 進地視察や現地講習会といった普及・啓発 活動を行い、鳥獣の個体数の調整、被害防 止活動等が可能な体制づくりを推進する。
--	---	---

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美咲町役場、美咲警察署、 津山地区猟友会中央分会、 旭分会、柵原分会	捕獲、追い払い、駆除等の実施及び支援

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ
き役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は
生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合
は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

美咲町役場へ美咲警察署を通じてもしくは住民から直接通報、役場より 津山地区猟友会各分会分会長、駆除班長へ通報が入った旨連絡、必要に応 じ動員依頼を行う。そののち必要人数が揃うよう各分会駆除班員へ猟友会 各分会から連絡する。
--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により
記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲後は、山中等に埋設するか、焼却施設へ搬送し適切な処分 を行う。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし
た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有 効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	加茂川有害獣利用促進協議会、(株)吉備高原サツキ育英会（令和２年４月１日より）、くろせ農園（令和４年４月１日より）において食肉利用のための処理を行っている。
ペットフード	新たな搬出先として田舎の逸品本舗（令和６年１月１日より）を指定
皮革	需要に応じて検討する。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	〃

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の実施体制に関する事項

無し

（注） 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

無し

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
美咲町	協議会の運営事務、各機関との連絡調整
美咲町農業委員会	農地情報の提供
晴れの国岡山農業協同組合	農産物被害状況・資材情報の提供
久米郡森林組合	林産物被害の情報提供
津山地区猟友会中央、旭、柵原分会	有害鳥獣の個体数調整・情報収集及び提供
鳥獣保護管理員	鳥獣生態や駆除調査等の助言

（注） １ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局農林水産事業部	有害鳥獣関連情報の提供、及び被害防止対策の助言・指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員を隊長とし、町内の猟友会駆除班から対象鳥獣捕獲員を選任する。また、特措法に基づく美咲町鳥獣被害対策実施隊を組織しており、捕獲・駆除等の活動を推進している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農作物の被害は深刻であり、広範囲に渡る侵入防止柵での被害防止を進めていく。また、防止柵設置後には、十分な効果が得られるよう、適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

無し

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。